

第 1 回

佐世保市地域福祉計画推進委員会

議 事 要 旨

日時：令和6年7月25日（木）18：30～19：55

場所：すこやかプラザ 8階 講堂

（出席委員）

大島委員、久保田委員、川内野委員、鷲峯委員 吉岡委員、中尾委員、酒井委員、
柳武委員 [8名]

（欠席）

榎窪委員、池野委員

（事務局）

○佐世保市

西本副市長、保健福祉部副部長兼福祉事務所長、保健福祉政策課、医療政策課、長寿社会課、
障がい福祉課、健康づくり課、指導監査課、生活福祉課、コミュニティ・協働推進課、市民安
心安全課、人権男女共同参画課、子ども政策課、社会教育課、学校教育課 各課員

○佐世保市社会福祉協議会

事務局長、事務局次長、地域福祉課・ボランティアセンター、総合相談支援課 各課員

(開始 18:30)

■開会

■事務局

(情報公開の確認)

1. 委嘱状の交付

(各委員へ委嘱状を交付)

2. あいさつ

(市：西本副市長)

(社協：吉永事務局長)

(各委員から一言)

(事務局側紹介)

3. 委員長・副委員長 選出

委員長 大島委員

副委員長 久保田委員

■事務局

それでは、ここからの議事進行は、大島委員長にお願いしたいと思います。

◎大島委員長

それでは、ここからは、私が議事の進行をさせていただきます。議事に入ります前に、本日の会の成立を確認いたします。事務局からの報告を求めます。

■事務局

(会議成立の確認)

佐世保市地域福祉計画推進委員会条例第6条第2項の規定により、会議の成立のためには、委員の半数以上の出席が必要とされているところでございます。本日は、委員10名中、8名のご出席でございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

4. 議事

議事(1)「佐世保市地域福祉計画推進委員会の役割について」

◎大島委員長

それでは、会の成立が確認できましたので、議事に移ります。会次第によりますと、本日は3件予定されております。議事(1)「佐世保市地域福祉計画推進委員会の役割について」となっております。事前に配布しております冊子「第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」は、令和5年度に当委員会で審議を重ね、令和6年3月に策定されたものになります。まず今回、ご就任いただいた委員の皆様、この委員会がどのような役割を持ち審議を行っていくのか、また、この計画が、どのような目的で作られ、どのような内容になっているのかについて、ご承知おきいただきたいと思います。

■事務局説明 ※資料1(地域福祉推進室)

○佐世保市地域福祉計画推進委員会とは

条例に基づく附属機関という位置づけであり、地域福祉の推進にかかる審議及び評価を行う機関になります。役割は、条例の第二条に記載されていますが、市の行政計画として計画の策定に関すること、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進捗状況に関することが主なもので、これらに関する審議などを行うこととなります。

○推進委員会の開催スケジュールについて

今年度は今回を含めまして2回、来年度から令和9年度までの3か年につきましては、年1ないし2回程度、令和10年度の次期計画策定年度につきましては、委員会を4回程度開催するとともに、この委員会を2～3程度に細分化した専門部会といたしまして複数回の開催をお願いしたいと計画しているところでございます。

○役割のイメージ図について

市と社会福祉協議会が共に連携をし、事務局を構成しております。事業の進捗の管理と計画策定時には諮問を委員会にお願いし、委員会側からは、ご意

見やご提言及び毎年度の事業進捗の評価、また計画策定時には諮問を受けた後、「答申」という形で計画案を取りまとめていただくこととなります。

○令和10年度（策定年度）の委員数について

佐世保市地域福祉計画推進委員会条例第三条に委員会メンバー構成についての記載があり、第三条に15人以内をもって組織され、市民団体を代表される方や福祉、介護及び医療関係団体を代表される方、学識経験を有する方ということで、今回委員ご就任のお願いをさせていただいてまいりました。現時点では10名の方に就任をお願いしておりますが、計画策定年度となる令和10年度においては、5人の委員の追加をお願いしたいと考えております。

※資料2 説明（指導監査課）

○社会福祉法人が作成する地域公益事業を行う社会福祉充実計画に対する意見関することについて

佐世保市地域福祉計画推進委員会条例第2条第4号に、当該委員会の所掌事務として、「社会福祉法人が作成する地域公益事業を行う社会福祉充実計画に対する意見関すること」が定められています。

○地域協議会について

資料2、左側上段の「1 地域協議会とは」の四角囲みにある※の社会福祉充実財産とは、再投下対象財産のことで、社会福祉法人の「活用可能な財産」から「控除対象財産（将来必要な財産等）」を控除した残りの財産のことをいいます。地域協議会については、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たって、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにするため、地域協議会を整備していくこととなっており、本市では条例により、この佐世保市地域福祉計画推進委員会において、地域協議会の役割を担っていただくこととなっております。

○地域協議会の役割について

左側下段の「2 地域協議会の役割」は、①地域の福祉課題に関すること、②地域に求められる福祉

サービスの内容に関すること、③社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見、④関連機関との連携に関すること、とされております。

○社会福祉充実計画のポイントについて

前提として、社会福祉充実財産の用途については、第1順位：社会福祉事業、第2順位：地域公益事業、第3順位：公益事業と厚生労働省から優先順位が示されています。まず、社会福祉法人は、①社会福祉充実財産の算定を行います。そこで、当該財産ありとなった場合、左側の矢印のとおり、②社会福祉充実計画原案の作成が必要となります。この社会福祉充実計画において、当該財産を活用し、まず、第1順位である職員の処遇改善等の職員体制の充実や利用者に対するサービス向上に資する建物の建て替えや施設整備などの社会福祉事業を検討され、次に、第2順位・第3順位と順番に検討されることとなります。第1順位の社会福祉事業又は第3順位の公益事業以外に、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し無料又は低額で行うその需要に応じた福祉サービスである第2順位の地域公益事業を行う法人が出てきた場合には、右側の矢印のとおり、③地域協議会等からの意見聴取として当該委員会において意見聴取を行うものとなっております。

○実績について

本市の状況といたしましては、すべて第1順位の社会福祉事業の範囲にとどまっており、第2順位の地域公益事業及び第3順位の公益事業に至った社会福祉法人は、これまでに1法人もございません。

○ご意見聴取方法について

地域公益事業を行う社会福祉法人が出てきた場合には、当該委員会を開催し意見聴取を行うか、開催が困難な場合には、メールやファックスなどを活用し書面により意見聴取を行うこととなります。

議事（２）「地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要及び第４期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」について

◎大島委員長

この計画がどのような目的で作られ、どのような内容になっているのか等について、事務局からの説明を求めます。

■事務局説明

※資料３（P３）

○地域福祉計画と地域福祉活動計画について

こちらの表は地域福祉計画と地域福祉活動計画の性質を示した表になります。左側にある「地域福祉計画」、この計画の策定主体は市になります。社会福祉法第１０７条に基づき策定をし、策定の目的としては、「地域共生社会の実現」に向け、地域福祉の推進を図るための「理念」や「仕組み」を定める計画です。地域福祉計画の位置づけは、H30年４月の社会福祉法の改正により「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を掲載する「上位の計画」として位置づけられています。

右側の地域福祉活動計画においては、策定主体は社会福祉協議会になります。社会福祉法第１０９条に基づき地域福祉計画で定めた理念や仕組みを実現・実行していくための計画で、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画です。佐世保市では、両計画を一体的に策定し、より実行性のある計画を目指しています。

○地域共生社会について

世代、分野に関係なく共に地域をより良い社会にしていこうという考え方です。そのために、地域で声を掛け合い、顔の見える関係性を構築し、自主的に社会活動に貢献し、参加するなどして誰もが安心して生活できるような住みやすい地域を実現していこうといった考え方のことをいいます。

○地域福祉について

制度によるサービスだけでなく、地域の人と人の

つながりを大切にしながら、互いに助けられたり助けたりする関係やその仕組みのこととされています。すべての人が住み慣れた地域ですこやかに安心して暮らすために暮らしやすい地域が必要ですが、暮らしやすい地域を創るためにその地域課題や困りごとについて市民や企業、団体、福祉関係者などが連携していくことが必要です。

※資料３（P４）

○計画策定の背景と法改正について

計画策定の背景には、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化により私たちを取り巻く環境が大きく変化しています。社会の変化にともない、一昔前までありました、人と人のつながりや助け合い、支え合いの機能が脆弱化し、個人や世帯が抱える困りごとや課題は複雑化・複合化し、従来のサービスや支援体制だけでは十分に対応できなくなっています。表にもありますように制度と制度の間の狭間、すきまといわれるものです。複雑化・複合化する課題の例としては、皆様も耳にしたことがあるかと思いますが、80代の親が50代の子の生活を支えている「8050問題」や親の介護と子の世話をやっているダブルケア、本来親が担うべきことを子が過度に担っている「ヤングケアラー」、家族や地域社会との交流が著しく乏しい社会的孤立などが挙げられます。そして、このような課題解決や支援ニーズに対応していく必要があります。

○社会福祉法の改正について

H28年にニッポン一億総活躍プラン（内閣決議案）に「地域共生社会」の実現の文言が初めて盛り込まれ、H29年改正社会福祉法の施行では、地域福祉推進の理念が規定されました。内容としては、支援を必要としている住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることを目指す旨を明記しています。その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。その中で右側、地域福祉計画の充実になりますが、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位の計画として位置

づけられました。

○令和3年 改正社会福祉法の施行について

「具体的な課題解決に向けたアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を支援の両輪として、「専門職による伴走支援」いわばフォーマルな資源や支援と「地域住民の気に掛け合う関係性」のようなインフォーマルな資源や支援。その双方によって、人と人のつながりそのものがセーフティーネットの基礎となり、双方が重なり合うことで地域におけるセーフティーネットが充実していくことが目指されます。

このような考え方にに基づき、具体的な仕組みとして「重層的支援体制整備事業」という文言で、令和3年4月から施行されています。

※資料3 (P5)

○市町村における包括的な支援体制について

市町村における包括的な支援体制とありますが、重層的なセーフティーネットを構築するため属性を問わない「相談支援」多様な「参加支援」、「地域づくり」がそれぞれに連携し、一体的に行うことで、より個別性、多様性のある支援の充実が図られていきます。①の「相談支援」ですが、属性を問わず、すべての相談を受け止め、適切な支援につなげ支える支援。また、地域での人と人のつながりから本人また、家族では解決できないような困りごとや課題に気づき早期から相談支援につなげる機能になります。この相談支援で浮かび上がった支援ニーズについて、②参加支援を通じ対象となる方へオーダーメイドの社会参加メニューが実現をし、また、参加支援を通じて把握される本人の状況や特性を踏まえた相談支援を行うなど支援のさらなる充実が図られます。また、③の地域づくりと参加支援の推進により、企業も含めた多様な主体について地域活動への参加が進み、地域において多様な居場所や社会資源が開発される。また、人材不足が深刻化する中、地域づくりが推進することにより、地域で人と人がつながることで、趣味や新たな居場所や社会資源の開発につながるものと考えられます。

※資料3 (P6)

こちらは、第4期計画の施策体系図です。

4期計画のポイントを施策体系と計画の本冊子を用いてご説明します。

○基本理念について

冊子はP38をお開きください。基本理念は一番左の記載のとおり、一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会の実現」とし、前回の計画をそのまま踏襲しています。

○基本目標について

基本目標の1つ目として、地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」とし、自助の取り組みや自助の活動が行いやすいようその環境を整えることを目標といたしました。基本目標の2つ目として、誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」については互助・共助の取り組みや自助・互助や活動を行うための環境づくりについて方向性や事業・取組を記載しています。基本目標の3つ目としてすべての人を包括的に支えるために、人と人、人と社会資源がつながる仕組みづくりとしています。こちらは、主に公助の事業や取り組みの方向性を示しています。いわゆる自助、互助、共助そして公助について記載し、互いがバランスを取り事業を進めていくことが重要であると考えております。

○施策の方向性と事業・取組の一部説明

時間の関係上、施策の方向性と取組の一部について説明をいたしますので、P40をお開きください。

○基本目標1

基本目標1のうち(1)共にいきる地域を支える人づくりの推進とし、地域福祉を推進する上で、市民の方一人一人の「地域共生社会」に向けた支え合いに対する福祉意識の醸成が必要不可欠です。福祉意識の醸成を進めるため自発的かつ積極的に社会参加をすることや、子どものころから福祉について学ぶことでお互いに思いやり、認め合う心を育むことが重要です。本市では、社会福祉協議会を中心に学校教育や生涯学習と連携した①ふくし教育の推進に取組みます。①ふくし教育とは、身近な生活の

中で起こっている福祉の課題や問題について、関心を持ち、体験を通じて一緒に考え、ひとりひとりができることは何かを考え、行動できる力を育む教育のことで、4期計画では、主な取組の一つとして、学校と連携したふくし教育の中で、発達段階や学校のニーズに応じた「サービ斯拉ーニング」の導入を図ります。(2) ボランティア活動の推進です。冊子は P43 になります。地域福祉を推進する中で、大きな役割を担うのがボランティア活動になると考えます。近年では、活動者や活動する場が減少傾向にあり、より幅広い人々がボランティアに参画することが求められています個人の資格や特技を活かしながら、ボランティア活動に積極的に参加できる環境づくりを進め、ボランティア等の養成と活動支援の充実を図ります。①ボランティアセンターの運営とし、戸尾町の市民活動交流プラザ内にありますボランティアセンターを地域活動の窓口として、ボランティアニーズの発掘を強化し、活動希望者と要支援のニーズにあったマッチングの強化に取組みます。

○基本目標 2

P53 をお開きください。(3) 協働で課題を解決するための仕組みづくりとし、地域共生社会の実現に向けて、地域の住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向けて取り組める地域づくりを進めていくことが必要となります。地域課題の把握に向けて、地域コミュニティ内での相談や情報共有の活性化を図り、自主的な活動やボランティア活動などとも連動しながら課題の掘り起こしと共有を図ってまいります。取組としては、③課題解決に向けてつなげる仕組みづくりでは、包括的な支援体制の整備が重要となるため、市民の方にもわかりやすく、より効率的な体制づくりを検討します。主な取組の一つとしては、福祉のみならず、他分野の公的サービスの連携による庁内の部署がつながる会議の開催を行います。会議の中では、各分野の業務内容の相互理解や地域課題の共有及び解決に向けた共通目標・方策の検討などについて協議を行ないます。

○基本目標 3

(3) 権利擁護の推進について、P65 をお開きく

ださい。権利擁護は、社会的に弱い立場にある人を守るための重要な取組です。近年では、虐待など深刻な課題への対応も増加しており、相談からいかに適切な支援につなげるかを求められます。相談対応の充実とあわせて、支援へつなぐための連携体制の拡充を図ります。取組としては、②虐待の早期発見・早期対応に向けた体制づくりの推進とし、虐待に関する相談体制の充実を図るとともに早期から虐待を発見、対応できるように虐待防止に関する普及・啓発活動を行ってまいります。

○重点プロジェクトについて

一番右のオレンジの部分为重点プロジェクトとして「重層的支援体制の構築と推進」としています。すべての施策、活動や取組において関連性があるものとして、全体を横断的に網羅する形として設定しています。

○今後とも、行政や社会福祉協議会、また市民の方をはじめ、団体、企業、など多様な主体によって世代や属性を問わない何層にも重なる重層的なセーフティーネットを構築し、個人や世帯を丸ごと支援していく仕組みをつくり、地域共生社会の実現をめざした地域福祉の推進を図ってまいります。

◎大島委員長

事務局より追加説明はありませんか。

■事務局

事務局の追加説明は特にございませませんが、地域包括支援センターは高齢者を中心に支援されていると思いますが、高齢者以外の相談もうけておられその相談を一旦受け止められておられると思います。その点のご意見を頂ければと思いますがいかがでしょうか。

◎吉岡委員

共生社会の話が出ておりました。地域の中に障がいを抱える方や高齢者、子どもと様々な方が住んでおられます。そして吉井地域包括圏域でも様々な活動が行われている。誰もが笑顔で暮らせる地域を創っていただけると改めて感じた。

◎酒井委員

すばらしい計画ができています。実行していくことが次のミッションとなる。私自身も親をみながら、子育てしながら、役員を担いながらでなかなか地域の活動に参画できない状況がある。町内会に入り子ども会や清掃活動などに参加はしているが、年々町内会をやめていく方が増えている。先程説明があったように町内会を中心にやっていくと言われたが、地域の中で細くもつながれていない状況を危機的に感じているがどのようにお考えかお伺いしたい。

■事務局

地域のなかで人と人のつながりが細くもつながれていない現状あるかと思えます。合併地区に関しては、つながりが強い地区もあるが中心部ではマンションが立ち並びお互いの関係性が希薄になっていることが推測できる。関係性を簡単に埋めていくことは難しいと考えております。まずは、一つ一つの取組、既存の事業をしっかりと結びつけ、支援が届いていない方へ積極的なアウトリーチによって手を差し伸べていく考え方で今後進めていきたい。その考え方は重層的支援体制整備事業に入っており、何層にも重なる網の目のようなセーフティーネットを目指し支援体制を構築していきたいと考えております。

■事務局

(連絡事項)

○次回委員会の開催時期について

9月下旬を予定しております。改めて日程調整をさせていただきます。

■閉会

(閉会のあいさつ)

(終了 19:55)